

令和7年度第2回山口市成年後見制度利用促進協議会 議事概要

開催日時	令和8年3月16日(月) 14時00分～15時20分
開催場所	山口市役所本庁舎(山口総合支所) 会議室603
出席者	<p>【委員】</p> <p>湯山篤委員(会長)、額田康孝委員、佐々木利久委員、大野奈央子委員、中田聖大委員、高松亜希子委員、岡本竜司委員、水津利章委員、阿部康彦委員、武本将秀委員</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>山口家庭裁判所 川上次席書記官</p>
事務局	山口市健康福祉部高齢福祉課
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について (2) 受任調整会議の運営について (3) 持続可能な権利擁護支援モデル事業の進捗について 3 その他 4 閉会
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 <ul style="list-style-type: none"> ・山口市健康福祉部高齢福祉課長挨拶 ・湯山会長挨拶 2 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から資料2の説明 <p>【会長】</p> <p>まず、私から簡単に伺ってもよろしいでしょうか、資料の相談実績について、相談者の割合で見ると、親族からのものが4割程度、相談支援機関が大体3割弱で、相談内容もまとめてありますが、特にこのような内容のご相談が多いとか、そういった特徴はありますか。あるいは、ここに載っているような内容が、いくつか複合的な形で相談がきているのでしょうか。</p> <p>【事務局】</p> <p>資料に掲載してあるようなことを、主に相談に来られる方が多いです。また、相談内容の形については、資料がなく、電話や窓口で対応している感覚的な答えになり恐縮ですが、親族からの後見人申し立ての</p>

方法や、どうやって手続きをするのかという段階から、市の方で手続きをしてもらえないとか、いろいろなバリエーションの相談が多いように感じるとともに、将来に備えて任意後見、またはどうしたらよいかという相談内容も、徐々に増えてきていると感じているところです。

【委員】

相談件数としては、令和5年が212人で多く、ちょっと下がりつつありますが、やっぱり一通り浸透したので、相談件数も落ち着いてきたのかなとも思いますが、やっぱり皆さん相談したい内容は大体同じというか、資料のとおりなのかと思っておりますが、これから先続けていくうえで、いろんなことが出てくるかなと思っておりますが、やっぱりずっと問題としては終わらない方が多いと思っておりますので、その都度その都度、いろんなことが出てくると思っておりますので、成年後見センターの役割というのは今後も変わらないかなと思っております。

(2) 受任調整会議の運営について

・事務局から資料3の説明

【委員】

今説明がありましたが、今後も全件を会議で協議していく、昨年度今年度と参加させていただく中で、急ぎの案件で、事後で協議をしたものがあつたと思っておりますが、今後もそういう形で協議していくという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。急ぎの案件以外は、全件会議にかけていく予定です。今年度は急ぎの案件が2件ありましたが、1件はすでに専門職の方が関わっていて、受任調整会議にかけなくても、本人さんが専門職の方を希望しておられたということと、職務内容が、その専門職の方で大丈夫と判断しましたので、受任調整会議にはかけておりません。もう1件は、本人の身体状況があまり良い状況ではなかったのと、診断書が受任調整会議後に届いたため、次まで待つのは時間がかかりすぎるので、すぐに申し立てをしたというものがあつました。

【委員】

社協といたしましては、資料の中にある「日常生活自立支援事業」で社協が担当している利用者の中で、申し立てされた際には、状況により受任しているところです。この3月にも関わる方がいらっしゃるように伺っていますし、実際に今「日常生活自立支援事業」利用中の方の中には、状態が変化した際には、後見等々の申し立てが必要な方が何人かおられますので、成年後見センター等と随時連携を取り、ご

相談をさせていただき、進めさせていただけたらと考えています。

【会長】

それでは、資料に令和4年度から今年度までに調査官による本人面談や、精神鑑定の数がありますが、これがどのような基準で面談や鑑定が必要と判断されているかについて、山口家庭裁判所からご説明していただいてもよろしいでしょうか。

【山口家庭裁判所】

今ご質問いただいた内容なのですが、回答にはならないのですが、事案ごとによって変わってくるということがありますので、一律に基準ということではなく、事案ごとに裁判官が判断しているという状況になっております。

【会長】

ありがとうございます。一律な基準でお話をするのが難しいというところで、裁判官の判断によってされているということですね。

(3) 持続可能な権利擁護支援モデル事業の進捗について

・事務局から資料4の説明

【委員】

サポート事業の試行的運用についてですが、私の事業所のほうで実証させていただいております。実際に金銭管理というところで、ご本人様の金銭については、今まではグレーゾーンという中で、施設で管理していたものを、今回のモデル事業で管理させていただいております。現時点では、ご本人様と相談しながら、本人様が必要と思われる小遣い程度のお金をお渡しして、残りの金銭を管理するとともに、この方はご自宅があり、物で溢れた状態で住むことが難しく施設に入所されましたので、その際に持ってこられた登記簿とか、そういったものを書類として、この事業の中でお預かりをさせていただいております。サポーターの方にも、実際に本人さんと面談をしていただきながら、ご本人の意向をしっかりとくみ取っていただいております。引き続き、この方の事業を継続する中で、今後はご本人様の意向とか、その辺をもう少し拾い上げていって、ご本人様の望む生活がもう少し支援できないかなと、考えているところです。

【委員】

ワーキンググループの中でも少しお話をしたのですが、当初の試行的運用の見込みの高齢者2人、障がい者2人というところが、なかなか確保できずに、特に障がいの方は、なかなか難しいのではないかと、ということで、ワーキンググループも散会してしまったわけですが、今後どういう形で、障がいのある方を、「安心サポート事業」の形に乗

つけていくのかというのは、非常に気にはなりながら、会の方が終了していったというような形だったかなと思います。

【会長】

ありがとうございました。サービス提供事業者の立場で、障がいの領域で、どのようにこの事業を活用していくかについて課題もあるとの報告ですが、成年後見人の立場からですと、県司法書士会としてご意見いかがでしょう。

【委員】

この事業に携わっていないので意見しにくいのですが、県司法書士会はどのように関わっていますか。

【事務局】

ワーキンググループの中に、県司法書士会からも入ってもらい、この事業を進めてまいりました。令和8年度の事業計画の中で、サポート推進事業推進会議を設置することになっておりますが、まだワーキンググループの中で議論してきた段階で、これから県弁護士会、県司法書士会などに説明に伺って、協力を得たいと考えているところです。

【委員】

先ほどお話があった部分と少し重なるかなと思うのですが、「日常生活自立支援事業」の課題として、あくまで事業の実施は県で、事業を実施していく中で、利用対象者の方を、判断能力の低下のある方というところと、本人さんの利用意思のある方、主にその2点があります。「日常生活自立支援事業」のご相談をいただいたけれども、ご本人さんの判断能力の低下がみられない方については、「安心サポート事業」の試行運用で、この方のご利用ができないだろうかという方については、ご相談をさせていただいているところです。というのも、「日常生活自立支援事業」を実際にご相談いただく中で、統計を出しているわけではないのですが、ご相談をいただいて、実際にご利用につながる方は、本当に2割、3割いらっしゃるかどうかというところで、そのうちの7割はどういった方かという中での、大半はこの判断能力の低下の見られない方、身体的な状態であったりとか環境的なところで、払い出しが困難だとか、実際利用しておられる方もどちらかというところ、車いすであったりだとか、ご本人さんが実際に払い出し、車いす等で、ATMの操作も難しい、麻痺もあって、動作が難しいという方については、「日常生活自立支援事業」の該当にならないという方が、この「安心サポート事業」を、ご利用いただけるようになると、その方の課題が解決する一つの選択肢になるのではないかという期待をしているところです。障がいをお持ちの方でも、判断能力の低下等々がみられて、ご自分で金銭管理が難しい方というよりも、どちらかというところと身体に

障がいのある方とかのほうで、こちらの事業のモデルとしては近い方なのかなと考えており、「日常生活支援事業」の課題の中で、この「安心サポート事業」と上手く連携していければと考えているところです。

【会長】

それでは、ここまで議事の項目ごとに、ご意見を伺ってまいりましたが、全体を通してのご意見やご提言等はいかがでしょう。

【委員】

今、委員が言われたことは、「安心サポート事業」の要領の方でも、対象者は情報を十分理解できないとか、そういう要件がかかっているの、私はそう変わらないのかなと思っておりますが、「日常生活自立支援事業」の方がどれだけ判断能力が無い人を対象とみるかについて、いろいろな考え方がある、そんなに低下していない人が本来の対象だと私は考えているのですが、そうではなくて、だんだん今でいうところの被後見人でなければ、一歩手前のところまで全部含むのだというように感じになってきているので、判断能力の低下が無いという判断になっているのかなと思っておりますが、本来は、「日常生活自立支援事業」の方も、不安があるというくらいのところで、もう要件を満たすのではないかなというふうに、私は考えておりますが、そうすると、今の体制では社協の容量をオーバーする利用者が来てしまうかどうかというところもあるかと思っております。

あと、資料2について、相談支援の流れというところに、左側だったらケース検討会議、右側だったら適切な制度や関係機関の橋渡しというところで、割とあるのがどういうケースとか、珍しいけどこういうことをしたとかということがあれば教えていただければと思います。

【事務局】

成年後見制度以外の解決方法ということで、成年後見の相談に合わせて、任意後見の話などが最近出てきておまして、成年後見ではなく、任意後見でいけるのでは、という相談が最近増えており、任意後見の方をご紹介したケースがあります。その中にはご親族の方と一緒に公証人役場に行かれて、任意後見契約を締結して、嘱託登記しましたという事例の報告を受けたこともあります。その他には、有料老人ホームに出向いて、任意後見とはまた違うのですが、本人申し立てで成年後見ができますよと説明し、本人申し立てをされたというのもありました。

【委員】

初めに成年後見制度の相談実績の内訳というか、内容の話があった

かと思うのですが、その中で、施設入所の方が今後の行き先について、入院か、介護保険かということについて相談があったとあります。来年度以降になるのですが、これに加えて地域への移行、地域移行のサービスについての相談も加わってくるのかなと思っています。というのも、来年度から施設入所の方を対象に、地域移行を確認してくださいという制度が義務化されますので、それに伴って、うちの施設でも体制整備をしているところなのですが、ゆくゆくは後見人さんの方へも、地域移行はどうしたらいいのかとかですね、そういった相談も増えていくのではないかと予測を立てているところです。

【委員】

成年後見も含めて、先ほどお話がありました、「安心サポート事業」というのは、なかなか障がい者の方が使いづらいというか、どう繋げていったらいいかなというところあります。後見人に関しては、自分は会議に参加させていただいているというところもあって、実際に病院に来ていただいて、成年後見センターの方に患者さん本人に、説明をしていただいたりする時間を設けていただき、患者さん自身もかなり満足され、手続きを進めていきたいという話をされています。ただやっぱり難しいと思うのは、入院や施設入所中の方、なかなか外出ができなかったり、長期で入院をされている方は、ご家族が手続きに足が重いというか腰が重いというか、なかなかできないところもあります。また、居住地の成年後見センターに行ってくださいと言われることが多いというか、まずは、そこに行きなさいと言われるので、なかなか市外に居住地がある方のサポートが難しいというのが印象です。ちょっとそのあたりも山口市の病院にいるなら、山口市でできるとか、もう少しやりやすいような、サポート体制を作っていただけると、ありがたいというところです。

【事務局】

入院患者さんの段階があると思うのですが、こういう制度があるという説明、どういうふうに進めていくという説明については、当センターの方から出向いて行くことは可能と思います。ただ、その先の申し立てをするとか、実務的なものになると、居住地のセンターと連携しながら、そちらの方でやっていただくという段階に進んでいくのかなと思っています。いずれにしても、相談の段階では、こちらの方で説明にまいると思いますので、今後ともよろしく願います。

3 その他

・法定後見制度の見直しの概要について
事務局から資料5の説明

【会長】

県弁護士会所属の委員からご解説をお願いしてもよろしいでしょうか。

【委員】

昨年夏にパブリックコメントがあって、その時の法案乙A案、乙B案とあって、その時の乙A案に沿って、この要綱はできております。一番変わるところは、繰り返しになりますが、実用性を要件とするというところですね。判断能力が欠けているから後見人を付けるという機構から脱却して、本人に支援が必要だから、後見人を付ける、ただ今度は、補助人という名前で統一されます。判断能力の低下というのは、その必要性の判断要素に過ぎないというふうになっていきます。その必要性というのは、その人その人のおかれた状況による必要性の事ですので、当然個別の判断が必要になります。代理権、同意権というのが、その内容になってきますが、その人その人の状況に応じて、代理権内容、同意権内容を決めていく。それを決めるにあたって、原則として本人の同意に基づいて進めていくというふうな制度になっています。パブリックコメントの後に特定補助人という制度が、そのあと付け加えられていますが、これは同意権の問題、意思表示の受領の行為というのは続いています、それ以外の代理権というのは、特定補助人の固有の権限というか、普通の補助人の権限と同じですので、今までのような、後見人であれば、包括的代理権がつくということはもうなくなるはず、はずというのは、結局必要性に基づいて個別判断をされていくわけですが、それがどういうふうに運用されていくか、そこに網羅的なことが書いていったら、今と同じことに結局はなるということですが、それはこれからの運用がどのようになっていくかというところですね。

それから必要性を要件としたので、必要性がなくなったらやめるというふうなことが、そういう形になっていますが、案の段階では、1,000人の段階で、期間を設けるという建付けの案もありましたが、それは採用されずに毎年毎年の報告の中で、後見人の方が、後見事務の報告というのはしていますが、そこで、補助人という名前になりますが、それを継続していくかどうかについての意見というのも補助人が家庭裁判所に報告するという、それによって家庭裁判所が続けるかどうかを判断するというふうな仕組みが採用されました。

また、これも今の補助人が適切に報告し、家庭裁判所が適切に判断するということがあって、はじめて終わらしましょうということになりますが、これがどういう補助人でどういう事実に基づいてどういう報告をするのかというところが、これからの運用次第というところもあ

	<p>ります。今国会で成立するというこのようですが、まだ施行時期とかは決まっておられません。成立する時に決まるのですが、2年くらいは、先になるのではないかとされています。私も言われていますという以上のことはわかりません。</p> <p>4 閉会</p>
配布資料	<p>議事次第</p> <p>資料1_山口市成年後見制度利用促進協議会委員名簿</p> <p>資料2_山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について</p> <p>資料3_受任調整会議の運営について</p> <p>資料3-1_受任調整会議アンケート調査集計結果</p> <p>資料4_持続可能な権利擁護支援モデル事業の進捗について</p> <p>資料4-1_「山口市安心サポート事業の試行的運用」の実施状況について</p> <p>資料4-2_「山口市安心サポート事業の試行的運用」の相談状況について</p> <p>資料4-3_令和8年度「山口市安心サポート事業」について</p> <p>資料4-4_「山口市安心サポート事業の試行的運用に関する要領」の概要</p> <p>資料5_成年後見制度の見直しに向けた 民法改正要綱案について</p>